茨城県医師会後援名義使用承認取扱要領

1. 趣旨

この要領は、茨城県医師会の後援名義の使用承認に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 承認基準

(1) 主催者

次のいずれかに掲げる者であること。

- ①国又は地方公共団体
- ②学校教育法に規定する学校又は学校の連合体
- ③公益社団法人若しくは公益財団法人又は公共的団体
- ④教育、文化、スポーツ団体又は学術研究団体
- ⑤前各号に掲げるもののほか、茨城県医師会長(以下「会長」という。)が特に認めるもの

(2)事業

次のいずれにも該当すること。

- ①地域医療の発展に寄与し、公益性のあるものであること。
- ②営利又は売名を伴うものでないこと。
- ③政治活動又は宗教活動を目的としたものでないこと。
- ④公序良俗に反するものでないこと。
- ⑤主催者の組織が明確であり、かつ事業の遂行能力が十分あると認められること。
- ⑥前各号に掲げるもののほか、会長が不適当と認める事由がないこと。

3. 使用の申請

- (1)後援名義の使用の承認を受けようとする者は、茨城県医師会名義使用申請書(別紙1)に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。
 - ①事業を主催する団体等の概要を明らかにする書類
 - ②役員及び事業関係者の住所、氏名及び役職名等を明らかにする書類
 - ③開催要項、企画書等事業の目的及び内容を明らかにする書類
- (2)申請は、原則として後援名義の使用を開始する日の30日前までに行わなければならない。

4. 使用の決定等

- (1)申請があったときは、その内容を審査の上、使用の可否を決定し、当該申請をした者に通知する。
- (2)会長が必要と認めるときは、承認に条件を付すことができる。

5. 承認の取消し

後援名義の使用の承認を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認を取り 消すことができる。

- ①偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。
- ②承認の基準を満たさなくなったとき。
- ③承認の決定の際に付した条件に違反したとき。

6. 事業の変更

後援名義の使用の承認を受けた者は、事業の内容を変更し、又は中止したときは、速やかに会長に、書面(任意)で提出しなければならない。

7. 事業報告

事業終了後、実施内容が確認できる書類を添えて事業実施報告書(別紙2)を会長に提出 しなければならない。